

児童虐待の防止等に関する法律違反事件の捜査に当たって留意すべき事項について

令和6年3月28日

佐本人少発第100号、生活安全部長から各部長、各参事官、各所属長宛て

(概要)

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）の違反事件捜査に当たって留意すべき事項を示したものである。

主な内容は、

- 立入調査拒否事件の捜査に当たり留意すべき事項（法第9条関係）
 - 接近禁止命令違反事件の捜査に当たり留意すべき事項（法第12条の4関係）
- である。